

送付6-37陳情審査部分抜粋

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、③送付6-37、千代田区議会議員の定数・報酬・政務活動費の削減を求める陳情(其ノ二)についてです。

本件陳情審査に伴い、岩佐委員から資料要求があった件につきまして、事務局及び執行機関から説明をお願いいたします。

○石綿局長 それでは、私どもの方からお配りをさせていただきました資料に基づきまして、議会事務局の方から、政務活動費、それから議員報酬に関する件について、ご説明を差し上げたいと思います。

まず、お手元資料1番目でございますが、政務活動費でございます。こちらに関しては、この陳情でございます政務活動費の金額、こういったところに関しまして、私どもの方で通常審査会を諮問させていただいているという形をとっております。こういったことができるのかどうかというようなご質問だったかと思っております。こちらに関しましては、ここにございますそれぞれの規程どおりでございますが、まず、千代田区政務活動費交付額等審査会に関する規程でございます。こちらの第3条に、議長は、交付額の見直しを行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならないというふうに規定があるというところがございます。したがって、交付額の見直しを行おうと、増になるのか減になるのかということもあるかもしれませんが、こういったことを実行するにあたっては、審査会の意見を聞かなければいけないというような立て付けになっているというところがございます。したがって、政務活動費の金額自体をこの審査会に諮問するということは何ら問題がないのかなというふうに私どもとしては把握してございます。併せて、その下、千代田区議会政務活動費の交付に関する条例とございますが、ここでも議長は、少なくとも3年に1回は、政務活動費の交付額を見直さなければならないということで義務規定がございます。こちら併せてお伝えしておきますが、直近では、従前どおりこのローテーションで、千代田区議会政務活動費の交付額についてといたしまして、令和4年度に審査会に議会として諮問させていただきまして、5年度に答申を受けているというのが直近の動きでございます。

続きまして、2番目、議員報酬でございます。議員報酬に関しまして、併せて期末手当の額ということになるかと思っておりますが、こちらは議会として、千代田区の特別職報酬等審査会へ諮問することができるのかどうかという観点でお調べさせていただきました。こちら結論から申し上げますと、直接はできないかなというところがございます。その理由といたしましては、この区議会議員の皆さまの報酬額、これを改めようとするときにしましては、報酬額の適否について必要があると認めるときは、区長は、審議会の意見を聞くという立て付けになっているというところがございます。したがって、議会が主体的に区長部局の方で設置しております特別職報酬等審議会の方に、この報酬額がどうなのかと諮問することは直接的にはできないという形にはなっております。ご説明は以上でございます。

○小野委員長 政策経営部長。

○村木政策経営部長 私の方から陳情にございました削減分を区民福祉等の財源の一部に充てるということなんですけど、こちら今回資料はお出ししていませんが、議員報酬等に

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

つきましては、これは一般財源ということになります。この一般財源というのは、用途が特定のものに限定されたりとか制約されたりとか、そういったことはなく、どのような経費にも使用するというものでございますので、これを減額すると、その減額分もやっぱり一般財源ということになります。したがって、その減額分もやはり一般財源としてどのような用途にも使えるということになりますので、これを特定の目的のために使用することはできない、財政運営上はそのような形になります。以上です。

○小野委員長 ご説明ありがとうございます。それでは、質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、岩佐委員。

○岩佐委員 ご説明ありがとうございます。この削減分については、もうできないということでご説明いただきましたので、これはもうできないものはここで話しすることでもないんだと思います。この政務活動費についてなんですけど、これはこれで、私たちが話し合うことはできる、話し合ったうえで結論はある程度方向性を皆さんでまとめたうえで、諮問をかけて、また答申をいただいてからまた決めていくということもできると思うので、ここに関しても条件整備でどうするかという議論を期待してくれてますので、この陳情者ご自身が。私は本当は条件整備でもう少しやっていく話ではないかと思っているんですけども、前回の委員会では小枝委員の方から開かれた所でやった方がいいんじゃないのというご意見もありましたし、そこはまたちょっと引き続きここで話ししていけばいいと思うんですけども、すみません、全部立て続けに言います。報酬に関しても、やはり私たちが直接、諮問とかお願いできないということで、やはり報酬に対しては、やはりしっかりと審議会、私たちの諮問機関ではない審議会で、いつもいただいている、さらにいろんな要素、物価ですとかあるいは今回の人勤からいろんな提言がありますけれども、職員の金額ですとかそういったことも含めて、この審議会をやってらっしゃると思いますので、ここもやっぱり私は三つ目と同様でここではお話しすることではないということに関しては、委員長に整理していただきたいと思います。とりあえずいただいた資料については以上です。

○小野委員長 ありがとうございます。他にご意見がありましたらぜひお願いします。

はい、小枝委員。

○小枝委員 政務活動費については、ここで議論ができるというお話でしたが、どこで議論するかという論点と、政務活動費をどう考えるかという論点があって、私の考えているところとかずっと言っていることは、政務活動費というのは、議員一人が住民代表として、二元代表としてしっかり調査をするためには、むしろ165万円では足りないというふうに私は考えていて、一方で議員と、区民も分かれるところだと思うんですね。ありませんという方がいいという方もいるのかもしれないけれども、いや、そうじゃない、ちゃんと議員として調査していくという方もいるかもしれない。そこはすごく議論が分かれるところだと思うので、そのところはやっぱり区民が見える場で、公開のところでは区民目線を持って議論をするということが大事なんじゃないかと。ついては、可能であれば特別委員会のようなものを設置して、そこで区民の参加も得ながら議論をしていくというのが好ましいのではないかと、開かれた形の議会の在り方としては、そうなんではないかというふうに思います。また、報酬に関しても、ただ減らせばいいかということ、今の状態

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

で減らしてしまえば、結局人材確保ができなくなるという問題にぶち当たる。じゃあ議会議員の位置づけを欧米のようにボランティア議会化するんだ、っていうんだらば体制をしっかりと整えなければならない。土日夜間にするんだらば、夜間の職員体制をどうするにだって考えなきゃいけない。このところが、本当にあり方そのものに関わる問題なので、そういった議論をここでし続けるかということかというと、私はできれば特別委員会の形を、90万人の昼間人口と7万人の夜間人口という特異な形を持つこの千代田区の自治の在り方として、行革の視点だけではない二元代表の在り方を議論していくことが非常に重要ではないか、開かれた参画型の議会を作っていくということをやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、毎回言っていることですが、その方向でお願いします。

○小野委員長 ご意見ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

はい、白川委員。

○白川委員 一般論で言いますと、やっぱり議員は区の人にとっては、ある程度の数があるのがいいことだろうというふうに思います。例えば、国政議員、衆議院議員を千代田区から一人選べる、これは千代田区の利益というのは守れるわけです。でも、今新宿区と千代田区という二つの区、そうすると一つの国政議員が二つの区の面倒を見るという形になる。例えば都議が千代田区が一人しかいないということで、都との交渉ではやっぱり二人三人いる方が強いというのを考えると、そこで議員の数が多いっていうのって、千代田区のためになっているんです。だから、議員の数っていうのは減らしてコスト削減ができればそれで区のためになるというものではないというところを考えた場合、我々は減らせば減らすほど区民のためになるという、どうもうまい方向に流されがちなので、実は議員って多い方が区民のためになる、あるいは国会議員だってそうですよね。減らせばいいみたいな議論もあるけど、減らすことによって、ある県からは国会議員が出なくなってしまうと。そうしたらその県の利益を守る人がいなくなってしまうんです。だから、人口だけを見ればいいというものではなくて、あくまで区の利益というものを考えた場合は、ある程度の数があるというのが実はいいことだっていう前提を持っておかないと、減らせば減らすほどいいんだっていうところに流されちゃうとそれは区民のためにならないということも考えておかなければいけないだろうというふうに思います。

○小野委員長 はい、ご意見ありがとうございます。他いかがでしょうか。

いろいろとご意見いただきまして、こちらの陳情書にも書いてあるとおり、今のところこの話を深堀できるのは条件整備検討会かなというふうに思います。先ほど開かれた場ということで、特別委員会というご提案もありましたけど、いずれにしても直近でできるのが今限られた会議体の中かなというところなんです。その中で一点だけ確認なんですけれども、3年に1回の交付額の見直しというところがありまして、そこに向けて諮問がいつで答申がいつかということだけ、念のため確認をしておきましょうか。そちらについていかがでしょうか。

○石綿局長 すみません、政活費でしょうか。

○小野委員長 政活費です。

○石綿局長 これまでのローテーションでいきますと、7年度に諮問して、8年度に答申を受けるという形になるかなと思ってございます。

送付6-37陳情審査部分抜粋

令和6年10月25日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 ありがとうございます。今日安が共有ができましたので、またこちらの陳情についてどのように取り扱いするかというのを皆様にお伺いしたいと思います。

本件の陳情の取り扱いですけれども、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。継続の方が多いですね。それでは、本陳情につきましては、継続とさせていただきます。